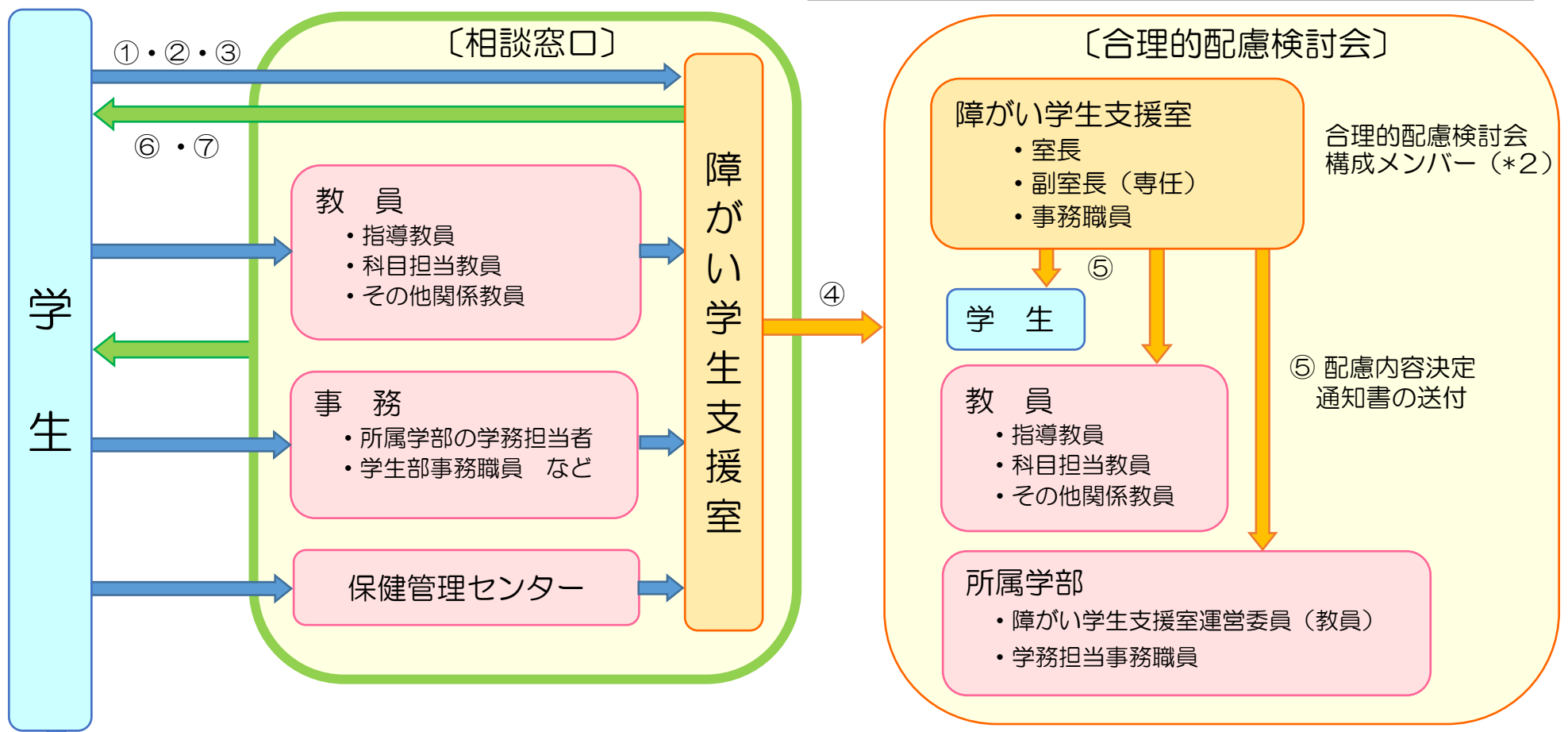


<相談から合理的配慮提供までの流れ>



①・②・③

⑥・⑦

④

⑤

⑤ 配慮内容決定 通知書の送付

⑧ 配慮内容に不服がある場合は、再度、合理的配慮検討会を開催します。不服申立書（様式3）を提出。

- ① 相談 (*1)
- ② 面談
- ③ 「合理的配慮申請書」(様式2)の提出
- ④ 合理的配慮検討会の実施
- ⑤ 配慮内容決定通知書の送付
- ⑥ 支援の提供
- ⑦ 定期的な面談の実施(学生へのフォロー)
- ⑧ 不服申立て(様式3)

*1・・・「①相談」や「③合理的配慮申請書の提出」は、学生が所属する学部の支援窓口等に提出することも可能です。
 (窓口担当者一覧は、支援室HP又は「障がい学生支援室の運営等に関する要項」に記載されています。)

*2・・・支援内容により、構成メンバーは変更する場合があります。

※学生の外、教職員からの相談も受け付けております。